Pioneer

楽ナビ Lite マップ TypeⅡ Vol.6（2014 年 第2版）

CNSD-R2610

バージョンアップ手順書

正しくバージョンアップを行っていただくため、本書をよくお読みのうえ、作業を行ってください。手順に従わなかった場合、バージョンアップが正常に終了しない場合がございますのでご注意ください。

＜対象機種＞

AVIC-MRZ90G、AVIC-MRZ90Ⅱ、AVIC-MRZ85、AVIC-MRZ90

※上記対象機種以外のバージョンアップはできません。

はじめにお読みください

- 本製品によるバージョンアップを行う際は、お客様登録が必要となります。
  なお、お客様登録はアフターサービスの際にお客様の地図バージョンを確認させて頂くために必要となるものです。予めご了承ください。
- 本製品を用いてバージョンアップを行うために、本書に従ってご購入後速やかに“更新パスワード”を取得してください。更新パスワード発行サービスは、将来的に弊社の事情により終了する場合があります。
- 本製品でバージョンアップを行うと、これまでご使用のバージョンへ戻すことはできません。
- ナビゲーションのアフターサービスを行う際に本製品が必要となる場合があります。バージョンアップ後は大切に保管してください。

更新パスワード発行に関するお問い合わせ先

●更新パスワード発行窓口

電話：フリーダイヤル 0120-996-332　［一般電話］044-572-8106

ＦＡＸ受付：フリーダイヤル 0120-977-516

営業時間　月～金曜　9：30～17：00
　　土曜　9：30～12：00、13：00～17：00（日曜・祝日・弊社休業日は除く）

【ご注意】
「0120」で始まるフリーダイヤルは、携帯電話、PHS などからはご使用になれません。
また、一般電話は携帯電話、PHS などからご利用可能ですが、通話料金がかかります。
予めご了承ください。

carrozzeria

目次

ソフトウェア使用許諾契約……3
「楽ナビLite」サービス基本約款 ……4
同梱物一覧……8
バージョンアップの流れ……8
バージョンアップ後について……8
デバイスナンバーを確認する……9
更新パスワードを取得する…… 10
お客様登録がお済みでない方は…… 10
バージョンアップを行う…… 11
AVIC-MRZ90をお使いのお客様へ …… 13
NTTドコモの携帯電話で通信接続される
お客様へ…… 15
保証規定…… 15
商標…… 15
シティマップ（詳細市街地図）収録都市 …… 16
収録データベースについて…… 17

メモ

・本書で使っているイラストや画面例は、実際の製品と異なることがあります。
・実際の製品の画面は、性能・機能改善のため、予告なく変更することがあります。
・本書に記載している製品名等の固有名詞は各社の商標または登録商標です。

本パッケージを使用する際は、下記の内容をよくお読みになり同意のうえ使用してください。

ソフトウェア使用許諾契約

本契約は、パイオニア株式会社（以下弊社といいます）が、お客様に提供する楽ナビ Lite マップ Type Ⅱ Vol.6（2014 年 第2版）（型番：CNSD-R2610 をいい、以下本ソフトウェアといいます）の使用権の許諾に関して定めるものです。
本ソフトウェアをご利用になるにあたっては、必ず以下の条項をよくお読みください。
お客様は、このパッケージを使用するに先立って、本契約の内容をよくお読みになり、本契約にご同意いただいた上で使用してください。お客様が、このパッケージを使用された場合、本契約に同意されたものとみなされます。本契約にご同意いただけない場合には、本ソフトウェアをご使用になることはできません。

第１条（本ソフトウェア）

本ソフトウェアは、弊社製の楽ナビ Lite（以下対象楽ナビ Lite といいます※ 1）専用のバージョンアップ・ソフトウェアです。
※ 1：対象楽ナビ Lite の型番は、次に記載するとおりです。
・AVIC-MRZ90G　・AVIC-MRZ90Ⅱ
・AVIC-MRZ85　・AVIC-MRZ90

第２条（更新パスワード）

1．お客様は、本ソフトウェアを対象楽ナビ Lite にインストールするに先立って、ファクシミリまたは電話により弊社に申込みを行い、弊社から更新パスワードを取得していただく必要があります。
2．弊社は、お客様に対し、本ソフトウェア１枚につき１回に限り更新パスワードを発行し、弊社が特に認めた場合を除き更新パスワードの再発行は行いません。
3．お客様は、弊社から取得した更新パスワードを忘失した場合、弊社所定の方法により、更新パスワードを確認することができます。

第３条（本ソフトウェアのインストール）

1．お客様は、弊社が発行する更新パスワードを使用して１回に限り本ソフトウェアを対象楽ナビ Lite にインストールし、かかる対象楽ナビ Lite において本ソフトウェアを使用することができます。
2．お客様が、複数の対象楽ナビ Lite に本ソフトウェアをインストールすることを希望される場合、これと同数の本ソフトウェアをご購入いただく必要があります。

第４条（インストールの所要時間）

本ソフトウェアの対象楽ナビ Lite へのインストールに要する時間は約 30 分間です。

第５条（制限事項）

1．対象楽ナビ Lite へインストールした後の本ソフトウェアを同一の対象楽ナビ Lite に再インストールし、あるいは他の対象楽ナビ Lite にインストールすることはできません。
2．お客様は、本ソフトウェアの複製物を作成し、または配布してはなりません。また、お客様は、本ソフトウェアの改変、本ソフトウェアの二次的著作物の頒布又は作成等をすることはできず、さらに、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、逆アセンブルし、その他、人間の覚知可能な形態に変更することもできません。
3．お客様は、弊社所定の方法によることなく不正な方法で更新パスワードを取得してはならず、また、不正な方法で取得した更新パスワードを自ら使用し、あるいは第三者に開示・使用させる等の行為を一切行わないものとします。

第６条（権利の帰属等）

1．本ソフトウェアに関する著作権その他一切の知的財産権は、弊社、インクリメント・ピー株式会社（以下「ｉＰＣ」といいます）またはその他の権利者に帰属します。
2．利用者は、本ソフトウェアが著作権法及びその他知的財産権に関する法律に基づき保護されている著作物等であることを認識し、その権利を侵害する一切の行為を行わないものとします。

第７条（免　責）

1．弊社及びｉＰＣ（以下弊社等といいます）は、本ソフトウェアに関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何らの保証をするものではありません。
2．弊社等は、理由のいかんを問わず、本ソフトウェアを利用または利用できなかったことに起因して利用者及び第三者に生じた特別損害、付随的損害、間接損害、派生的損害に関し、一切責任を負わないものとします。
3．本契約および本ソフトウェアに関連して弊社がお客様に対して負担する損害賠償責任は、現実にお客様に生じた通常・直接の損害に限るものとし、弊社に故意又は重大な過失がない限り、本ソフトウェアについてお客様が実際に支払った対価の額を上限とします。

第８条（解除・損害賠償）

1．弊社は、お客様が本契約に違反した場合、何らの通知・催告をすることなく、本契約を解除するとともに、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。
2．前項の場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を直ちに終了するとともに、本ソフトウェアを記録した媒体を弊社に返却するものとします。

以　上

ニックネーム発行またはお客様登録をご希望の際は、下記の内容をよくお読みになり、同意のうえでお申し込みください。

「楽ナビLite」サービス基本約款

第1章　総　則

第1条（本サービス）

1．「本サービス」とは、通信事業者が提供するデータ通信回線を介して、パイオニア株式会社製カーナビゲーション「楽ナビ Lite」において各種コンテンツを閲覧し、あるいは楽ナビ Lite に各種コンテンツをダウンロードし、これを利用することができる、楽ナビ Liteのユーザー専用サービスをいいます。但し、楽ナビ Lite の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。※1

2．本サービスを利用するためには、楽ナビ Lite の他に、① Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機、②楽ナビ Lite 専用のデータ通信モジュール（以下「データ通信モジュール」といいます）、③ SD カード及び SD カードを使用可能なインターネットに接続できる PC、のいずれかが必要となります。但し、携帯電話機の機種によっては、本サービスを利用できない場合があります。※2

※1：本サービスをご利用いただける楽ナビ Lite の機種は、パイオニア株式会社のホームページ（ＵＲＬ：http://pioneer.jp/carrozzeria/）に記載しております。

※2：楽ナビ Lite に接続し、本サービスをご利用いただける Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種につきましては、パイオニア株式会社のホームページ（ＵＲＬ：http://pioneer.jp/carrozzeria/）に記載しております。

第2条（本約款の適用）

1．本約款は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が管理・運営する本サービスの利用規定について定めたもので、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます）に適用されます。

2．本サービスには、当社が提供するサービス、及び当社以外の第三者が当社を通じて提供するサービスがあり、また、有料で提供されるサービスを含みますが、本約款は、その全てのサービスに対して適用されます。

3．本サービスのうち、『スマートループ』に関する利用規定については、付則として本約款の末尾に記載しております。『スマートループ』を利用する加入者には、本約款に加え、付則の定めが適用されます。『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、付則の内容も必ず確認してください。

第2章　利用条件

第3条（本サービスの追加・変更等）

本サービスの内容は、加入者の承諾なしに追加・変更される場合があります。また、当社は、提供するコンテンツが収集できない等、本サービスの提供に支障をきたす事由が生じた場合その提供を中止することができるものとします。

第4条（携帯電話機等の用意）

1．加入者は、① Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機、②データ通信モジュール、または、③ SD カード及び SD カードを使用可能なインターネットに接続できる PC、を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

2．Bluetooth 機能を内蔵した携帯電話機またはデータ通信モジュールを使用して本サービスを利用できる区域は、日本国内における通信事業者のデータ通信回線のサービスエリアとします。但し、そのサービスエリア内であっても、トンネル、地下・立体駐車場、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを一時的に利用できない場合があります。

3．ＳＤカードを使用して本サービスを利用する場合には、インターネットに接続しているＰＣに楽ナビ Lite に同梱される専用ソフトウェアをインストールしている環境が必要となります。この場合、加入者は、自己の責任と費用において、上記の環境を用意するとともに、インターネットの利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

第5条（利用時間）

加入者が本サービスを利用できる時間に制限はありませんが、本サービス用設備の保守その他やむを得ない事由が生じたときは、本サービスを利用できない場合があります。

第3章　加入申込

第6条（加入申込の単位）

加入者は、楽ナビ Lite 1台ごとに本サービスへの加入申込を行うものとします。

第7条（加入申込）

1．本サービスへの加入希望者（以下「加入希望者」といいます）は、本約款の内容を承認の上、所定の手続きに従って当社に加入申込を行うものとします。

2．当社は、加入希望者が次のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスへの加入申込を拒絶することができます。

（1）当社に届け出た事項に虚偽または誤りがあった場合。

（2）第１６条の規定に違反するおそれがあると認められる相当な事由がある場合。

（3）過去に第２０条の規定により、加入者としての資格を取り消されている場合。

（4）未成年者等行為能力のない者であって、申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合。

（5）加入の対象となる楽ナビ Lite が盗品等、犯罪行為に関係するものであると合理的に推測できる場合。

（6）その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。

3．第１項の加入申込を完了した加入者は、所定の利用方法に従って、本サービスを利用するこ

とができます。

第８条（ニックネーム・パスワード）

1．加入者は、前条第１項の加入申込時に、ニックネーム及びパスワードを登録します。ニックネームとは、加入者が本サービスを利用し、あるいは本サービスに関する各種手続きを行う際に必要となる、加入者に固有の名称をいいます。

2．加入者は、ニックネーム及びパスワードを自己の責任において管理するものとし、ニックネーム及びパスワードを使用した自己または第三者の行為について全ての責任を負うものとします。

第４章　有料サービス

第９条（有料サービスの申込）

1．第７条第１項の加入申込を完了した加入者は、所定の手続きに従って、本サービスのうち、有料で提供されるサービス（以下「有料サービス」といいます）の利用を当社に申込むことができます。

2．当社は、有料サービスの利用を申込んだ加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、有料サービスの利用申込を拒絶することができるものとします。

（１）第７条第２項各号のいずれかに該当した場合。

（２）クレジットカード会社よりカード無効の通知を受けた場合。

（３）その他、当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合。

第１０条（利用料金）

1．有料サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、各サービスごとに、別途定めるとおりとします。

2．加入者は、継続的な利用料金の支払が必要な有料サービス（以下「継続有料サービス」といいます）のうち、当社が特に認めるものについては、当社が定めるところに従い、一定期間における利用料金を一括して前払いすることができるものとします。

第１１条（支払方法）

有料サービスの加入者は、当社が承認したクレジットカードにより利用料金を前払いするものとします。

第１２条（利用料金の改定）

当社は、加入者に対する１ヶ月前までの通知により、利用料金を改定することができるものとします。

第１３条（継続有料サービスの利用中止）

継続有料サービスを利用する加入者は、所定の手続きにより、その利用を中止することができます。

第１４条（利用料金の不返還）

当社は、いかなる場合であっても、加入者から受領した利用料金（第１０条第２項により、加入者が前払いした継続有料サービスの利用料金を含みます）を一切返還しないものとし、加入者は予めこれを承諾するものとします。

第５章　加入者の諸義務・当社の免責

第１５条（変更の届け出）

加入者は、クレジットカード番号、住所、連絡先その他当社に届け出た事項に変更が生じた場合、またはクレジットカードが失効した場合、所定の手続きに従って、速やかに当社に届け出るものとします。

第１６条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたって、次の行為を行ってはならないものとします。

（１）当社または第三者が保有する権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

（２）当社または第三者に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

（３）他の加入者その他第三者のプライバシーを侵害する行為。

（４）公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他の加入者その他第三者に提供する行為。

（５）法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

（６）事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。

（７）本サービスの運営を妨げる行為。

（８）その他、当社が不適切と判断する行為。

第１７条（著作権）

本サービスにより加入者に提供されるコンテンツに関する著作権は、当社またはその他の権利者に帰属します。加入者は、いかなる形式においても、本サービスにより提供されるコンテンツの全部または一部を複製、改変、公衆送信等してはならないものとします。

第１８条（当社の免責）

1．当社は、本サービスにより加入者に提供される全ての情報に関し、正確性、完全性、有用性、特定目的への合致等について、何等の保証をするものではありません。

2．当社は、理由のいかんを問わず、本サービスを利用または利用できなかったことに起因して加入者及び第三者に生じた損害についても、責任を負わないものとします。

第６章　利用の終了

第１９条（退　会）

1．加入者は、所定の手続きを行うことにより、本サービスから退会することができます。

2．加入者は、楽ナビ Lite を第三者に譲渡し、あるいは廃棄等する場合には、所定の手続きを行い、本サービスから退会しなければなりません。

第２０条（提供停止、資格取消）

当社は、加入者が次のいずれかに該当したときは、何等の通知催告を要せず、その加入者に対する本サービスの提供を停止し、加入者としての資格を取り消すことができるものとします。

（１）本約款または個別のサービス約款に違反した場合。

（２）当社に届け出た事項が虚偽であった場合。

（３）クレジットカード会社等より、加入者のカード無効、売上否認等の通知がなされた場合。

（４）利用料金の支払を怠りまたは遅延した場合。

（５）第１９条第２項に定める退会手続きを実施しなかった場合。

（６）その他財産状態・信用状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当な事由がある場合。

第７章　その他

第２１条（個人情報の取扱い）

１．当社は、本サービスの利用に関連して知り得た加入者の個人情報については、個人情報保護関係法規及びパイオニアグループの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、取り扱います。

２．前項にかかわらず、当社は、本サービスの提供のために必要な範囲で、加入者の個人情報をパイオニア株式会社及びパイオニアグループ会社並びに利用料金の決済を行う金融機関に開示することができるものとします。また、裁判所や警察等の公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合は、加入者の個人情報を当該公的機関に提供できるものとします。

３．加入者は、前項につき予め承諾するものとします。

第２２条（権利義務の譲渡禁止）

加入者は、本約款に基づき本サービスを利用する権利その他の権利及び義務を、第三者に譲渡または移転してはならないものとします。

第２３条（個別のサービス約款）

本サービスのうち、当社が特に指定するものについては、別途定める個別のサービス約款が本約款に優先して適用されるものとします。

第２４条（本約款の改定）

本約款及び個別のサービス約款は、加入者の承諾なしに変更される場合があります。この場合、加入者は、変更後の本約款及び個別のサービス約款の適用を受けるものとします。

第２５条（準拠法・合意管轄）

１．本約款に関する準拠法は日本法とします。

２．加入者と当社との間で生じた本サービスの利用に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以　上

付　則
『スマートループ』に関する利用規定

１．目　的

（１）『スマートループ』は、パイオニア販売株式会社（以下「当社」といいます）が、パイオニア製カーナビゲーション「楽ナビ Lite（※１）」に蓄積されたプローブ情報（※２）を収集し、これを利用して作成する道路交通情報をユーザーに還元することを目的としたシステムです。

（２）当社は、『スマートループ』で提供されたプローブ情報に基づいて、次のデータを含む道路交通情報を作成し、ユーザーに提供します。

・渋滞予測データ
・駐車場入口データ
・施設情報

※１：『スマートループ』を利用できる楽ナビ Lite の機種は、パイオニア株式会社のホームページ（ＵＲＬ：http://pioneer.jp/carrozzeria/）に記載しています。

※２：プローブ情報とは、主に次の情報をいいます。

・走行履歴データ（走行履歴と走行速度のデータ）

２．携帯電話機及びデータ通信モジュール等の用意

『スマートループ』の利用者は、次の各号に定める機器等を自己の責任と費用において用意するとともに、データ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を支払うものとします。

① Bluetooth 通信に対応した携帯電話機または専用のデータ通信モジュール（※３）

② SD カード及びサイバーナビに同梱される専用のＰＣソフト（以下「ＰＣソフト」といいます）をインストールのうえ、SD カード読み取り機能を有し、インターネットにブロードバンド接続できる環境とブロードバンド関連指定機器（※４）

※３※４：『スマートループ』をご利用いただける携帯電話機及びデータ通信モジュールの機種及びブロードバンド環境とブロードバンド関連指定機器の詳細は、パイオニア株式会社のホームページ（ＵＲＬ：http://pioneer.jp/carrozzeria/）に記載しています。

３．利用登録

（１）『スマートループ』の利用登録を希望する楽ナビ Lite ユーザーは、本規定及び「『楽ナビ Lite』サービス基本約款」（以下「基本約款」といいます）の内容を確認の上、所定の手続きに従って利用登録を行ってください。

（２）利用登録にあたっては、利用期間（３ヵ月間、６ヵ月間、１２ヵ月間のいずれか）を選択してください。利用期間が満了すると登録が抹消されますので、再登録を希望する場合には、あらためて利用登録を行ってください。なお、加入者は、再登録時にも、初回の加入申込時に登録したニックネーム及びパスワードを継続使用することができます。

（３）『スマートループ』の利用登録をした楽ナビ Lite ユーザー（以下「加入者」といいます）は、所定の手続きに従って利用登録の抹消及び利用期間の変更ができます。

４．プローブ情報の送信

（１）『スマートループ』でのプローブ情報の送信方法には、次の２種類があります。

①『蓄積型プローブ』
加入者がインターネットに接続しているパソコンに楽ナビ Lite に登録されたＳＤカードを挿入し、インストール済みのＰＣソフトを起動すると、そのたびに自動的にＳＤカード内に蓄積されたプローブ情報が専用サーバーに送信されます。

②『リアルタイムプローブ』
加入者が楽ナビ Lite を起動中、一定時間ごとに自動的にプローブ情報（※５）が専用サーバーに送信されます。

（２）加入者は、楽ナビ Lite の「プローブ情報送信」モードを設定することで、プローブ情報送信の可否を選択することができます。

（３）プローブ情報の送信にあたっては、加入者がデータ通信回線の利用料その他通信事業者に対する料金を負担するものとします。

※５：『リアルタイムプローブ』で送信されるプローブ情報は、走行履歴データ（走行履歴と走行速度のデータ）のみです。『リアルタイムプローブ』の利用には Bluetooth 通信に対応した携帯電話機または専用のデータ通信モジュールが必要になります。

５．『スマートループ渋滞情報』の配信

楽ナビ Lite の「プローブ情報送信」の設定が送信可能になっている場合には、プローブ情報が専用

サーバーに送信されると同時に、専用サーバーから楽ナビ Lite に『スマートループ渋滞情報』(※６)が配信されます。

※６：『スマートループ渋滞情報』とは、①加入者から提供されたＶＩＣＳエリア外の過去１時間のプローブ情報、②加入者から提供された『リアルタイムプローブ』及び『蓄積型プローブ』によって毎日更新されるＶＩＣＳエリア外の過去９０日間のプローブ情報、③ＶＩＣＳセンターより提供されたより広範囲なＶＩＣＳ情報（オンデマンドＶＩＣＳ）のそれぞれの情報を統計処理し最適化した渋滞情報であり、提供時点において実際に発生している渋滞の情報そのものではありません。

６．利用条件

『リアルタイムプローブ』によるプローブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中は、楽ナビ Lite に接続した携帯電話機による通話及びＥメールの送受信はできません。また、楽ナビ Lite に接続する携帯電話機の機種によっては、『リアルタイムプローブ』によるプローブ情報の送信中や『スマートループ渋滞情報』の受信中に電話を着信したときに、プローブ情報や『スマートループ渋滞情報』を送受信できないことがあります

７．プライバシー情報・個人情報

加入者が『スマートループ』により当社に提供するプローブ情報には、加入者のプライバシーにかかわる走行履歴データが含まれます。

８．プローブ情報の利用方法・目的

（１）当社は、加入者から提供されたプローブ情報を、パイオニアグループ会社に提供します。

（２）パイオニアグループ会社では、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データ（※７）を次の目的に利用します。

①上記１．（２）に記載するデータを含む各種の道路交通情報及び地図データの作成②パイオニア製カーナビゲーションのユーザーに対する道路交通情報及び地図データの提供

③カーナビゲーション製品及びプローブ情報に関する研究・開発

④その他プローブ情報に関連する事業の遂行

（３）パイオニアグループ会社は、上記（２）の目的及び第三者が遂行するプローブ情報に関連する事業のために、プローブ情報及びプローブ情報に基づき作成した統計データを第三者に提供することがあります。なお、プローブ情報を第三者に提供する場合は、個人を特定できない形式で提供します。

※７：統計データは個人を特定出来ない形式で作成します。

９．その他

本規定に定めのない事項は、基本約款の定めが適用されます。

以　上

２００９年１０月　施行
２０１１年１０月　改定
２０１２年１０月　改定

同梱物一覧

作業に入る前に、同梱物をご確認ください。

キャンペーンチラシ

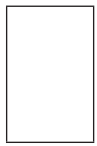

バージョンアップ
手順書 (本書)

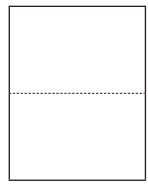

更新パスワード
発行申込書

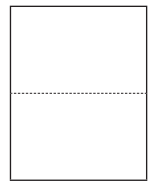

お客様登録申込書

メディアナンバー
カード

更新用 micro SD
メモリーカード※

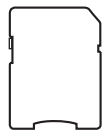

SD 変換アダプター

※本文中では、「更新用 SDカード」と記載しています。

ご注意

- 更新用 SD カードに保存されているファイルなどを削除しないでください。
  削除するとバージョンアップが正常に終了できなくなります。

バージョンアップの流れ

バージョンアップは、次のような流れになります。

ステップ 1		ステップ 2		ステップ 3
デバイスナンバー確認	→	**更新パスワード取得**	→	**バージョンアップ**
バージョンアップを行うナビゲーション本体の“デバイスナンバー”を確認します。		「更新パスワード発行窓口」(FAX・電話) で、“更新パスワード”を取得します。		ナビゲーション本体に更新用 SD カードをセットし、取得した“更新パスワード”を入力してバージョンアップを行います。バージョンアップ所要時間は約 30 分です。

バージョンアップ後について

- バージョンアップを行うと下記の情報が消去される場合があります。必要に応じて再設定してください。
  機能設定／スマートループ設定／音量設定／車両設定／検索メニューのラストカーソル位置／学習ルートデータ
- バージョンアップ後にオービス機能をお使いいただくためには、新しい地図データに対応した「オービスデータ」が別途必要となります。詳しくは、弊社ホームページまたはカタログをご覧ください。

ステップ1：デバイスナンバーの確認 （ナビゲーションでの操作）

次の方法で、バージョンアップするナビゲーション本体の“デバイスナンバー”をご確認のうえ、同梱の「メディアナンバーカード」にお控えください。

デバイスナンバーを確認する

次の方法で、ナビゲーション本体のデバイスナンバーを確認します。

1 メニューを押し、設定にタッチする

2 情報にタッチする

▼

デバイスナンバーが表示されます。

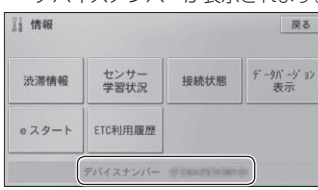

メモ

- AVIC-MRZ90 をお使いの場合で、今回初めてバージョンアップする場合は、「データバージョン表示」タッチキーは表示されません。

3 デバイスナンバーをメディアナンバーカードに転記する

メディアナンバーカード

メディアナンバー

XXXXABCDEF0123456789

メディアナンバーは、更新パスワード取得時および確認時に使用します。

デバイスナンバー

XXX

デバイスナンバーは、お使いのナビゲーション本体のメニューで確認し、ここへ記入してください。デバイスナンバーの確認方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。

更新パスワード

更新パスワードは手続き終了後に取得できます。更新パスワード取得後にここへ記入してください。更新パスワード申請方法は、別添の「バージョンアップ手順書」をご覧ください。

※使用される6文字列は、数字の0～9、英字A～Fから構成されています。
 写し間違いにご注意ください。

バージョンアップの証明について

本書は、ナビゲーション本体の修理時にバージョンアップの証明書として提出が必要になる場合があります。
デバイスナンバー、更新パスワード、機種名、製造番号をご記入後、保証書と共に大切に保管してください。

機種名

AVIC-MRZ

ナビゲーション本体の機種名を記入してください。機種名は、保証書またはナビゲーション本体の前面または底面に印刷されています。

製造番号

ナビゲーション本体の製造番号（SERIAL NO.）を記入してください。
製造番号は、保証書またはナビゲーション本体の底面に印刷されています。

ステップ2：更新パスワードの取得 （ご自宅での手続き）

ご注意

- 本製品は更新パスワード取得時に記入するデバイスナンバーのカーナビゲーションのみバージョンアップが行えます。複数台のバージョンアップを行う場合は、台数分の製品をご購入ください。
- 更新パスワード取得後は、バージョンアップ対象機種の変更や返品はできません。
- 取得した更新パスワードはメディアナンバーカードに記入し、紛失しないよう大切に保管してください。もし更新パスワードをお忘れになった場合でも、同一のメディアナンバーとデバイスナンバーであれば再確認が可能です。

更新パスワードを取得する

1 「更新パスワード発行申込書」に必要事項をご記入のうえ、発行窓口へFAX送信する

ご注意

- FAX をお持ちでない方は、同窓口へお電話でお問い合わせのうえ、郵送でお申込みください。その場合、数日のお時間をいただくことになりますので、あらかじめご了承ください。

▼

更新パスワードが FAX または郵送で送付されます。

2 取得した“更新パスワード”をメディアナンバーカードに転記する

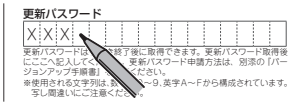

お客様登録がお済みでない方は

「お客様登録申込書」に必要事項をご記入のうえ、「更新パスワード発行申込書」と共に更新パスワード発行窓口へ FAX 送信してください。

ご注意

- バージョンアップ所要時間は約 30 分です。また、バージョンアップの途中でエンジンを切った場合でも、次回エンジンを始動した際、途中から更新処理を再開します。
- バージョンアップ中は、本機のすべての機能が使用できません。

バージョンアップを行う

次の方法で、バージョンアップを行います。メディアナンバーカードを用意してから操作してください。

1 更新用SDカードをナビゲーション本体に挿入する

メモ

- AVIC-MRZ90G/MRZ90Ⅱ/MRZ90 をお使いの場合は、付属の SD 変換アダプターをお使いください。

▼

しばらくすると、手順 2 の画面が表示されます。

2 はい にタッチする

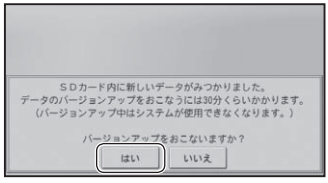

3 はい にタッチする

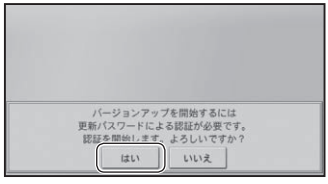

4 更新パスワードを入力し、入力終了 にタッチする

5 確認 にタッチする

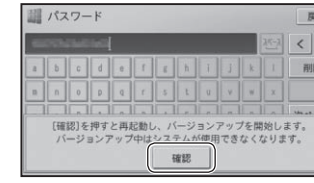

▼

再起動後にバージョンアップを開始します。

メモ

- バージョンアップ所要時間は約 30 分です。
- バージョンアップの途中でエンジンを切った場合でも、次回エンジンを始動した際、途中から更新処理を再開します。

次のページへ続く

6 「バージョンアップが完了しました」が表示されたら、確認にタッチする

▼

再起動します。

ご注意

- 再起動後、プログラム更新画面がしばらく表示され、完了するともう一度再起動を行います。地図画面またはマイセットアップ画面が表示されるまで電源を OFF にしないでください。
- ご使用の機種によっては、カーナビゲーション本体のバージョンアップに約 10 分かかる場合があります。

▼

バージョンアップが完了します。

7 更新用SDメモリーカードを取り出す

地図画面が表示されたら、正しい手順で更新用 SD メモリーカードを抜いてください。

ご注意

- ナビゲーション本体から更新用SDメモリーカードを取り外すときは、必ずお持ちのナビゲーションに付属の取扱説明書およびスタートブックに記載された「SD カードの出し入れ」に従って取り外してください。

AVIC-MRZ90をお使いのお客様へ

今回初めてバージョンアップした場合は、以下の内容が変更されます。

■名称検索 *(→『ナビゲーション&オーディオブック』P43)*

名称検索による検索結果の表示方法が変更されます。入力されたキーワードに近い施設からリスト表示します。50 音順で検索したい場合は、**50 音順**にタッチしてください。

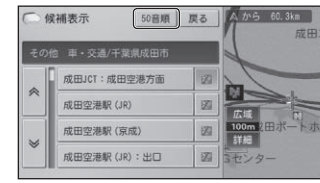

■情報メニュー *(→『スタートブック』P27、『ナビゲーション&オーディオブック』P21)*

情報メニューに地図データのバージョン表示機能が追加されます。

メニュー→**設定**→**情報**→**データバージョン表示**にタッチすることで確認できます。

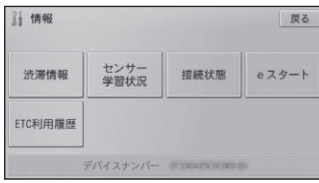

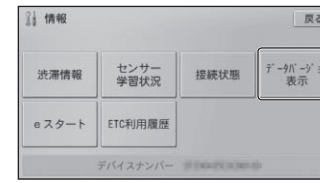

■モニター設定画面 *(→『スタートブック』P21)*

モニター設定画面の**EJECT**が**ディスクイジェクト**に名称変更されます。

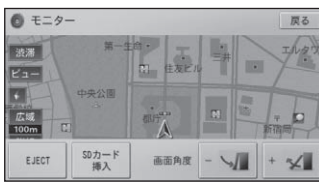

■ハイウェイモード *(→『スタートブック』P37、『ナビゲーション&オーディオブック』P31)*

ハイウェイモードの施設情報に表示される予想通過時刻の表示が“○○:○○通過”から“○○：○○頃通過”に変更されます。

■ビュー切換メニュー *(→『スタートブック』P40、『ナビゲーション&オーディオブック』P27)*

ビュー切換メニューに文字拡大表示機能が追加されます。
地図画面に表示される文字の拡大表示を ON/OFF します。

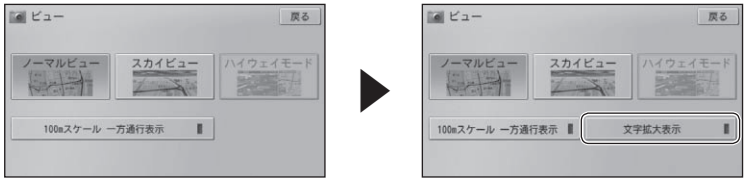

■ Bluetooth 設定 *(→『スタートブック』P55、『ナビゲーション&オーディオブック』P95)*

Bluetooth 設定の 接続先変更 が 接続先変更 / 削除 に変更され、リストのポップアップメニューに 削除 が追加されます。選択すると登録した携帯電話を削除することができます。

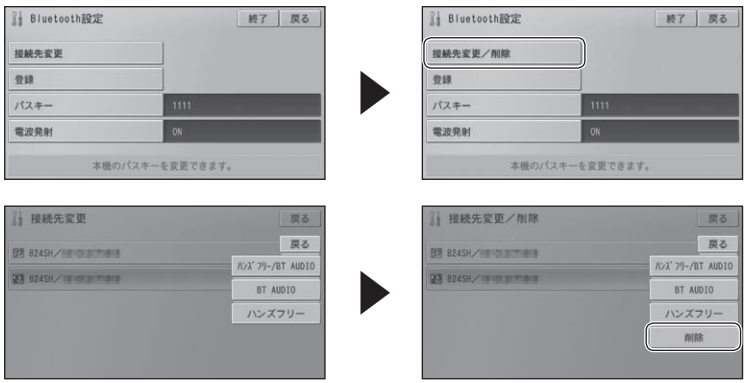

メモ

- 選んだ携帯電話が動作中(ハンズフリー/データ通信/BT AUDIO)の場合は削除できません。動作終了後に操作してください。

■エラーメッセージ *(→『取付説明書』P34)*

特殊な場合に表示されるエラーメッセージが「・・・販売店または修理受付センター（沖縄県のみ沖縄サービスステーション）に御相談ください」から「・・・お買上げの販売店またはパイオニア修理受付窓口に御相談ください」に変更されます。

NTTドコモの携帯電話で通信接続されるお客様へ

- NTTドコモが提供する無料インターネット接続サービス「mopera ネットサーフィン」は、2012年3月31日をもって終了しました。
- 2012年4月1日以降にプロバイダ設定画面の「NTT docomo（FOMAパケット）」を選択して通信接続する場合は、NTTドコモが提供する有料インターネットサービスプロバイダ「mopera U」のご契約が必要です。詳しくは、ドコモインフォメーションセンターへお問い合せください。

保証規定

- バージョンアップを実施したことにより、お買上げいただいたナビゲーション本体の保証期間が変更、または延長されるものではありません。あらかじめご了承ください。
- 弊社は、本製品に収録された地図データ等が完全・正確であること、および本製品がお客様の特定目的へ合致することを保証するものではありません。
- 本製品の使用にあたり、お客様又はその他の方にいかなる損害が発生したとしても、弊社は補償するものではありません。

商標

- 「mopera」、「mopera U」、「FOMA」 は、NTTドコモの登録商標です。
- microSDHC ロゴは、SD-3C,LLC の商標です。

シティマップ（詳細市街地図）収録都市

本製品には、以下の都市の詳細市街地図が収録されています。

整備面積 95% 以上（280 都市）

多賀城市、玉村町、さいたま市、川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、宮代町、杉戸町、松伏町、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、大網白里市、酒々井町、九十九里町、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、野々市市、昭和町、羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町、北方町、清水町、名古屋市、豊橋市、一宮市、半田市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、木曽岬町、朝日町、川越町、草津市、守山市、向日市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、精華町、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、高砂市、川西市、稲美町、播磨町、太子町、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、早島町、松茂町、北島町、春日市、志免町、那覇市、宜野湾市、浦添市

整備面積 80% 以上（25 都市）

塩竈市、ひたちなか市、五霞町、熊谷市、木更津市、山武市、栄町、白子町、長柄町、相模原市、中央市、春日井市、豊川市、愛西市、桑名市、東員町、長岡京市、池田市、御所市、葛城市、和歌山市、府中町、水巻町、豊見城市、南風原町

整備面積 50% 以上（64 都市）

名取市、七ヶ浜町、利府町、富谷町、水戸市、取手市、守谷市、上三川町、前橋市、伊勢崎市、吉岡町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、深谷市、越生町、小川町、成田市、市原市、芝山町、長生村、秦野市、松田町、射水市、岐阜市、各務原市、三島市、焼津市、犬山市、四日市市、彦根市、近江八幡市、野洲市、豊郷町、宇治市、城陽市、岸和田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、泉南市、島本町、河南町、加古川市、三木市、猪名川町、高取町、明日香村、和木町、徳島市、藍住町、松前町、北九州市、福岡市、中間市、大野城市、太宰府市、宇美町、須恵町、新宮町、粕屋町、芦屋町

整備面積 50% 未満（227 都市）

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、七飯町、青森市、八戸市、盛岡市、北上市、滝沢市、矢巾町、金ケ崎町、仙台市、岩沼市、

松島町、大和町、秋田市、山形市、上山市、天童市、山辺町、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、伊達市、日立市、土浦市、古河市、常総市、つくば市、那珂市、坂東市、つくばみらい市、茨城町、大洗町、東海村、境町、利根町、宇都宮市、栃木市、鹿沼市、下野市、芳賀町、野木町、高崎市、桐生市、太田市、渋川市、藤岡市、安中市、飯能市、本庄市、ときがわ町、上里町、寄居町、君津市、富津市、多古町、横芝光町、睦沢町、長南町、檜原村、奥多摩町、山北町、清川村、新潟市、長岡市、上越市、富山市、高岡市、金沢市、小松市、白山市、能美市、内灘町、福井市、鯖江市、越前市、坂井市、永平寺町、甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、富士川町、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、千曲市、東御市、下諏訪町、小布施町、大垣市、本巣市、海津市、養老町、垂井町、大野町、池田町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、函南町、長泉町、小山町、岡崎市、瀬戸市、豊田市、新城市、津市、鈴鹿市、いなべ市、大津市、長浜市、栗東市、湖南市、東近江市、米原市、愛荘町、京都市、木津川市、井手町、河内長野市、和泉市、箕面市、豊能町、能勢町、千早赤阪村、姫路市、相生市、小野市、三田市、たつの市、奈良市、天理市、桜井市、大淀町、海南市、岩出市、鳥取市、米子市、松江市、安来市、岡山市、倉敷市、笠岡市、広島市、呉市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、廿日市市、海田町、坂町、下関市、宇部市、岩国市、山陽小野田市、鳴門市、小松島市、吉野川市、石井町、高松市、さぬき市、三木町、松山市、伊予市、東温市、砥部町、高知市、南国市、いの町、久留米市、八女市、筑紫野市、古賀市、福津市、那珂川町、遠賀町、広川町、みやき町、長崎市、佐世保市、長与町、時津町、佐々町、熊本市、合志市、大分市、宮崎市、都城市、三股町、鹿児島市、糸満市、北谷町、中城村、西原町

収録データベースについて

地図データについて

- 日本測地系に対応しています。
- いかなる形式においても著作権者に無断でこの地図の全部または一部を複製し、利用することを固く禁じます。
- この地図の作成にあたっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しました。（測量法第 44 条に基づく成果使用承認 13-131）「© 2009-2014 一般財団法人日本デジタル道路地図協会」2014 年 3 月発行を使用。
- この地図は小田原市長の承認を得て、同市発行の 1/2,500 国土基本図を使用したものである。(承認番号) 小田原市指令第 52 号 平成 10 年 4 月 2 日承認
- この地図の作成に当たっては、知多市長の承認を得て、同市発行の 2,500 分の 1 都市計画基本図を使用したものである。(測量法第 44 条に基づく成果使用承認 平成 12 年度 知都発第 170 号)
- この地形図は、東京都都市整備局および東京デジタルマップの東京都縮尺 1/2500 地形図を使用して作成したものである。(承認番号 :18 東デ共 041 号)
- この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。(承認番号) 18 都市基交 第 478 号
- この地図データの一部は、小樽市長の承認を得て、同市が作成した平成 19 年度臨港道路竣工平面図を複製したものである。(承認番号) 平 21 樽港事第 33 号
- この地図は、東根市長の承諾を得て同市保管の東根市道路台帳図を使用し、調製したものである。(承認番号 東建収第 8 号 平成 21 年 5 月 27 日承認)
- この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料 H・1 ・ No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を利用し作成したものである。（承認番号　国地企調第 180 号　平成 22 年 9 月 28 日）
- この地図は、田原市長の承認を得て、同市発行の都市計画図を使用して作成したものである。(承認番号)23 田街第 55 号

- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の災害復興計画基図を使用した。（承認番号　平 24 情使、第 199 号 -10 号）
- このデータは、国土地理院長の承認を得て、同院の「小笠原諸島西之島周辺の正射画像（平成 26 年 3 月 22 日撮影）」を利用して作成したものである。（承認番号国地企調第 89 号平成 26 年 6 月 13 日）
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号平 26 情使、第 163 号 -10 号）

道路データについて

- 本製品の道路データは調査時点の情報を収録しています。調査後に開通期日などが変更になることにより、実際の道路と異なる場合がありますのでご注意ください。

交通規制データについて

- 本製品に使用している交通規制データは、2014 年 3 月までの独自調査結果に基づき作成したものを使用しています。本データが現場の交通規制と違う場合は、現場の交通規制標識・表示などに従ってください。
- 本製品に使用している交通規制データは普通車両に適用されるもののみで、大型車両や二輪車などの規制は含まれておりません。あらかじめご了承ください。

有料道路料金データについて

- 本製品に使用している有料道路の料金データは 2014 年 3 月までの調査で 2014 年 10 月 1 日時点の軽自動車・中型自動車・普通自動車のものです。
- 首都高速道路・阪神高速道路において 2012 年 1 月 1 日より導入された距離別料金制につきましては、ETC 料金には非対応となり、現金車両専用料金のみ対応しております。

VICS サービスエリアについて

- 本製品に収録されている VICS エリアは下記の都道府県が対象となります。
  北海道（北見）（旭川）（札幌）（釧路）（函館）、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、岐阜県、石川県、福井県、富山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- VICS サービスエリアが拡大されても、本製品では新しく拡大されたサービスエリアでのレベル 3（地図表示型）表示はできません。

放送局リストのデータについて

- VICS、AM、FM、地上デジタル TV の放送局名リストは 2014 年 5 月調査時点のものです。

その他情報提供元

- NTT タウンページ株式会社（2014 年 3 月現在のタウンページデータ）
- 公益財団法人交通事故総合分析センター（1999 年度統計による高速道路事故多発地帯データ）
- （株）アイ・エム・ジェイ（2013 年 10 月現在の駐車場データ）

メモ

- 収録データベースに誤字、脱字、位置ずれなどの表記上または内容上の誤りがあったとしても弊社は補償するものではありません。

パイオニア株式会社
〒212-0031
神奈川県川崎市幸区新小倉1番1号

© パイオニア株式会社 2014
< KTTZ14J > < IRA1809-A >